

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第五号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十五年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項及び第五項並びに」を「第六条第五項及び」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「特定任期付職員」の下に「（同条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加える。

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則